

## キューピー著作権事件（東京高裁 平成13年5月30日）

判例時報1797号 111頁～131頁

判例タイムズ

2003年12月8日 報告者 浅川葉子

### I 事件の概要

- 1909年 ローズ・オニールがキューピーイラストを「Ladies' Home Journal」誌に発表（本件イラスト著作物）
- 1912年 ドイツにて、ローズ・オニールの彫った彫像（本件著作物）の複製として、立体のキューピー人形が製作される（本件人形）
- 1912年 ローズ・オニール、キューピー人形の意匠について、アメリカ合衆国連邦特許商標庁に意匠特許登録出願、翌年登録
- 1913年 ローズ・オニール、アメリカ合衆国著作権局にて、キューピーの小さな彫像の著作物につき自らを著作権者とする著作権の登録を申請、登録
- 1944年 ローズ・オニール死亡  
本件著作権は、ミズーリ州法人遺産財団に承継
- 1997年 遺産財団から控訴人（以下、「X」）へ、本件著作権を含むローズ・オニールが創作したすべてのキューピー作品に係る日本国著作権を譲渡  
Xは、譲渡を受けたことについて著作権登録（著作権法77条）

大手食品会社である被控訴人（以下、「Y」）は、被控訴人イラスト（以下、「Yイラスト」）を、自らの製造、販売する商品の商標、商品包装、商品容器、テレビ番組及びインターネット・ホームページにおいて複製し使用。さらに被控訴人人形（以下、「Y人形」）をマヨネーズ等の商品と共に配布。

XはYに対し、Yのこれらの行為が本件著作権の侵害にあたりと主張。これらの行為の差止め等に加えて、Xが本件著作権の著作権者であることの確認を求めた。

### II 著作権の保護期間について

#### 1. 万国条約とベルヌ条約

##### ★文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約

1886年 スイスのベルンにて制定

1899年 日本加盟

内国民待遇の原則（5条1項）

相互主義（7条8項） 著作権法58条

無方式主義（5条2項）

##### ★万国著作権条約（Universal Copyright Convention;UCC）

1952年、ジュネーブにて成立

ベルヌ条約加盟国と、方式主義国間の掛け橋として

内国民待遇の原則（2条）

©表示（3条1項）

## 2 保護期間の問題

- ・旧著作権法 3条、52条1項
- ・日米著作権条約 1条

↓

ローズ・オニールの死後38年の保護期間

→平和条約十二条により日米著作権条約は廃棄 (S27)

←平和条約12条 (b) (1) (ii)

外務省告示

↳ 引き続き4年間の内国民待遇

- ・万国条約特例法 11条 →今日に至るまで引き続き内国民待遇が継続

- ・現行著作権法 51条 死後50年の著作権の保護
- ・戦時加算 3794日間 (約10年5ヶ月) 平和条約15条 (c) (i)

↓

本件著作権の保護期間は2005年5月6日まで

※万国条約特例法11条の適用は、ベルヌ条約の適用により、排除されるか。

(Yの主張) ベルヌ条約第3条 (1)、5条 (4)、著作権法第58条

保護期間について

日本の著作権法

・・・著作者の死後50年

アメリカ合衆国連邦著作権法

・・・創作時から28年 短いほうを適用

↓

本件著作権の日本における保護期間は1941年11月20日をもって満了!

(Yの主張に対する裁判所の判断)

- ・万国条約特例法の目的 (1条)
- ・万国条約特例法 10条、附則2項

万国条約特例法11条がベルヌ条約に反するものではないと判断

※「デール・カーネギー」事件 (東京地裁H12.9.2判時1733号108頁/判タ1045号276頁9)  
「ベルヌ条約7条 (8) は、.....著作物の保護期間について、本国において定められるそれを超えることはないことを原則としつつも、国内法において本国の保護期間よりも長い保護期間を定めることを認めており、また、万国条約特例法は」、いわばそうしたことを定めた「著作権法の特別法であるから.....現行著作権法五八条の規定いかんにかかわらず.....著作物保護の根拠となるというべきである。」

「また、万国条約特例法11条は、平和条約12条に基づいて保護されていた著作物を引き続き同

一の条件で保護するために設けられた規定であって、万国著作権条約に基づく保護に関する規定ではない……から、万国条約特例法11条が適用されるかどうかは、本件第二著作物に万国著作権条約が適用されるかどうかとは関係がないというべきである。」

### Ⅲ 本件著作権のXに対する譲渡について

本件著作権の譲渡について適用されるべき法律は？

(判例：最高裁H6. 3. 8 民集48巻3号835頁)

→相続の準拠法ではない

債権行為と物権行為の2段階

#### 1 著作権の譲渡の原因である契約等の債権行為

法例7条1項 当事者の意思

ミズーリ州法人の遺産財団が日本国民に対し、日本において効力を有する著作権を譲渡

↓

日本法を準拠法とする黙示の合意があったと推認 (日本法により、契約は有効)

#### 2 著作権の物件類似の支配関係の変動

著作権・・・権利の内容、効力がこれを保護する国の法令によって定まる。

著作物の利用について第三者に対する排他的効力

法例10条 物権については行為地法

↳ 著作権の支配関係の変動についても同じ理由で保護国法を適用

↓

本件著作権の保護国である日本法が準拠法

(譲渡契約の締結により著作権は直ちに移転)

※参考 ダリ展覧会事件 (東京高裁H15. 5. 28)

### Ⅳ 二次的著作物

#### 1. 二次的著作物とは

著作権法第二条1項11号

今回の事件では、本件著作物とは、本件イラスト著作物を原著作物とする二次的著作物。

#### 2. 二次的著作物の著作権

二次的著作物において新たに付与された創作的部分についてのみ。

原著作物と共通し、その実質を同じくする部分には生じない。

#### 3. 本件人形とYイラスト等の比較

- ①本件著作物の有する創作的部分とは何か。  
→本件イラスト著作物を立体的に表現したところ  
↳ この部分に著作権が生じる。
- ②Yイラストは本件著作物について発生した著作権を侵害しているか。

## VI 最後に

結局、判断のポイントとなったのは、二次的著作物である本件著作物の著作権をYイラストが侵害していたかという点である。

Yイラストは、「本件イラストを立体的に表現した」という部分について生じた著作権を侵害したとはいえ、控訴人の差止め及び廃棄の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がない」と判断された。

著作権は放棄致します。